

(規程第五号)

国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程

(平成二十一年七月十日制定)

(収集目的の達成に支障がないと認められるインターネット資料)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十五条の三第二項に規定するその性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、同条第一項の目的の達成に支障がないと認められるインターネット資料は、次に掲げるものとする。

一 当該インターネット資料を公衆に利用可能とした者の事務に係る申請、届出等を受けることを目的とするもの

二 長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるもの

(インターネット資料の記録を適切に行うために講ずべき手段)

第二条 法第二十五条の三第二項の規定により法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が講じなけれ

ばならない手段は、同項のインターネット資料を公衆に利用可能としている電子計算機において、館長の定める基準により、法第二十五条の三第一項の記録を行うために必要な情報を加え、又は同項の記録を妨げる情報を削ることとする。ただし、当該者が当該電子計算機について当該手段を講ずる権限を有しない場合は、この限りでない。

(公示)

第三条 館長は、法第二十五条の三第三項のインターネット資料及び前条の基準を定めたときは、官報により公示するものとする。

(委任)

第四条 この規程に定めるもののほか、インターネット資料の記録に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十三号）の施行の日から施行する。